

長柄町障がい者活躍推進計画

機関名	長柄町役場
任命権者	長柄町長
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
長柄町における障がい者雇用に関する課題	長柄町役場においては、令和7年度において法定雇用率を満たしている。引き続き法定雇用率を達成するよう障がい者雇用の継続、推進を図る。
目標	
1. 採用に関する目標	障がい者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点での法定雇用率以上を目指す。 (参考) 令和7年6月1日時点の実雇用率：3.64% 法定雇用率 2.80% (令和8年4月1日現在) ※令和8年7月1日から3.00%に引き上げ (評価方法) 毎年任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
2. 定着に関する目標	障がいのある職員が円滑に職場に馴染み、やりがいを持って働ける環境づくりを促進し、不本意な離職を極力生じさせないことを目標とする。 (評価方法) 毎年任免状況報告時、人事記録等を元に把握し、進捗管理を行う。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障がい者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先等の情報を関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○面談、自己申告書等から障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○新規に採用する障がい者については面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を

	踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）については、円滑な職務復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮等の取組を行う。
4. その他	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある人の活躍の場の拡大を推進する。